

令和5年度決算に基づく足立区の健全化判断比率について

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）

自治体の財政破たんを未然に防ぐことを目的として、平成19年6月に公布された。自治体の財政に影響を及ぼす全ての会計を対象に「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標（健全化判断比率）を用いて自治体財政の健全度を判断する。

指標が早期健全化基準以上の自治体は財政健全化計画、財政再生基準以上の自治体は財政再生計画を策定し、財政の健全化を目指さなければならない。

2 令和5年度決算に基づく足立区の健全化判断比率

	地方公共団体の財政の健全化に関する法律		令和5年度決算に基づく足立区の健全化判断比率
	早期健全化基準	財政再生基準	
実質赤字比率	11.25%	20.00%	—（問題なし）
連結実質赤字比率	16.25%	30.00%	—（問題なし）
実質公債費比率	25.0%	35.0%	△3.4%（問題なし）
将来負担比率	350.0%		—（問題なし）

※ 実質赤字又は連結実質赤字がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」で表示している。

（1）実質赤字比率（黒字のため「—」表示）

- ア 一般会計等の赤字の大きさを地方公共団体の標準財政規模^{※1}に対する割合で表したもの
- イ 足立区の令和5年度決算に基づく一般会計の実質収支は125億円の黒字

（2）連結実質赤字比率（黒字のため「—」表示）

- ア 全会計の赤字の大きさを地方公共団体の標準財政規模^{※1}に対する割合で表したもの
- イ 足立区の令和5年度決算に基づく全会計（一般会計・国民健康保険特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計）の実質収支は150億円の黒字

（3）実質公債費比率（△3.4%）

- ア 借入金返済額（公債費）の大きさを地方公共団体の標準財政規模^{※2}に対する割合で表したもの
- イ 足立区の令和5年度決算に基づく実質公債費比率は3年間の平均で△3.4%（3年度：△4.09917%、4年度：△3.46738%、5年度：△2.86394%）

（4）将来負担比率（算定数値がマイナスのため「—」表示）

- ア 現在抱えている負債の大きさを地方公共団体の標準財政規模^{※2}に対する割合で表したもの
- イ 足立区の令和5年度決算に基づく将来負担額は、区債現在高、債務負担行為による支出予定額、退職手当支給予定額などの合計で489億円
- ウ 積立金現在高や国が定めた額など将来負担額から控除される額の合計は2,545億円
- エ 将来負担額と将来負担額から控除される額の差引きは△2,056億円

※1 標準財政規模…地方公共団体の一般財源の標準的な規模を示す指標。足立区の令和5年度の標準財政規模は1,850億円。

※2 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。